## 人権相談・啓発等事業の質問に対する回答

No.	資料・ページ数	質問内容	回答
1	仕様書 5ページ I 人権相談事業 i )専門相談事業 (1)府民向け人権相談 ②事業の課題等		過去の府民向け人権相談における相談者の年齢別では、10代、20代の件数及び構成比が低い結果となっていますので、本仕様書では、概ね30歳までと考えてください。なお、若年層以外のSNSの利用実態を踏まえ、SNSを活用した相談窓口は、幅広い世代に利用されるものと見込んでます。
2	仕様書 6ページ I 人権相談事業 i ) 専門相談事業 (1) 府民向け人権相談 ③業務要件 ア. 相談の受理 (ウ)相談窓口開設日及び受付時間	談」においても適用されるのでしょうか。22時までの相談になると、 相談が長引いた場合や相談記録を作成する関係から、相談員の	電話相談及びSNS相談については、業務終了時刻に相談対応中の案件について、相談対応が終了するまで業務を行うこととしていますので、SNS相談についても、新たな相談の受付は業務終了時刻の30分前までとすることを可とします。
3	仕様書 14ページ I 人権相談事業 ii )ネットワーク事業 ④提案事項	「(府への報告業務等及び相談事例研究会における人権擁護士の効果的な活用について)を提案すること。」とありますが、府への報告業務等とはどのようなことを指すのでしょうか。報告業務の内容と報告の方法について提案するのでしょうか。	
4	仕様書 P16 Ⅱ人材養成事業 ④提案事項	「府への報告業務等について提案すること。」とありますが、府への報告業務等とはどのようなことを指すのでしょうか。報告業務の内容と報告の方法について提案するのでしょうか。	
5	仕様書 26ページ 別添 ポータルサイトの制作・運営等に係る留意事項 <運用関係>	「月報に以下の内容を記載し、大阪府に提出すること。」とありますが、ウェブサイトの運用に関する月報を作成するということでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、仕様書9ページに記載する「a 月報」に記載してください。